

様式第七号(第6条関係)

(表)

母子父子寡婦福祉資金借付書(団体用)

資金の種類	資金		
貸付番号	No.		
信用申込金額	総金額	円也(月額)	円)
利子	年利	%	
信用確定金額	※総金額	円	
償還期間	年	月から	回
	年	月まで	
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦	<input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 年賦

※信用確定金額については、貸付総額が確定後、福岡県が記入します。  
※資金の種類及び貸付番号については決定通知書に記載されているものを記入してください。

上記のとおり借付いたします。ついでに母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の関係法令並びに福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、償還することを確約します。

年 月 日  
福岡県知事 殿  
借 受 人住所  
氏名 印

上記資金の借受けによって生ずる一切の債務については母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の関係法令並びに福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、借受人と連帯して履行します。

年 月 日  
福岡県知事 殿

連帯保証人	住 所	印	連帯保証人	住 所	印

様式第七号(第6条関係)

(表)

母子父子寡婦福祉資金借付書(団体用)

資金の種類	資金		
貸付番号	No.		
信用申込金額	総金額	円也(月額)	円)
利子	年利	%	
信用確定金額	※総金額	円	
償還期間	年	月から	回
	年	月まで	
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦	<input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 年賦

※信用確定金額については、貸付総額が確定後、福岡県が記入します。  
※資金の種類及び貸付番号については決定通知書に記載されているものを記入してください。

上記のとおり借付いたします。ついでに母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の関係法令並びに福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、償還することを確約します。

年 月 日  
福岡県知事 殿  
借 受 人住所  
氏名 印

上記資金の借受けによって生ずる一切の債務については母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の関係法令並びに福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、借受人と連帯して履行します。

年 月 日  
福岡県知事 殿

連帯保証人	住 所	印	連帯保証人	住 所	印

様式第七号（裏面）

改正後

（裏）

母子父子寡婦福祉資金借付書特約事項

（償 還）

この資金の償還は償還計画表に基づいて福岡県知事が発行する納入通知書により、福岡県の指定金融機関及び収納代理機関へ納入する。

（違約金）

元金及び利子を納入期限までに納入しなかった場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に従って、延滞元利金額につき年3%の割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払う。

（一時償還）

借受人が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に該当した場合は一時償還する。

（保証債務）

連帯保証人はこの貸付金の借受けによって生ずる一切の債務について借受人及び連帯借受人と連帯して履行する。

（居住地等の調査）

借受人及び連帯保証人は、住所等の変更をしているにもかかわらず、住所等及び氏名変更の届出を怠った場合、地方公共団体への住民票及び戸籍等の調査が行われることを承諾する。

（強制執行等）

借受人及び連帯保証人は、地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは、資産及び収入の状況につき、官公庁への調査又は銀行、信託会社、若しくは雇主、その他の関係人への調査が行われることを承諾し、強制執行を受けても異議のないことを承諾する。

様式第七号（裏面）

現行

（裏）

母子父子寡婦福祉資金借付書特約事項

（償 還）

この資金の償還は償還計画表に基づいて福岡県知事が発行する納入通知書により、福岡県の指定金融機関及び収納代理機関へ納入する。

（違約金）

元金及び利子を納入期限までに納入しなかった場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に従って、延滞元利金額につき年5%の割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払う。

（一時償還）

借受人が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に該当した場合は一時償還する。

（保証債務）

連帯保証人はこの貸付金の借受けによって生ずる一切の債務について借受人及び連帯借受人と連帯して履行する。

（居住地等の調査）

借受人及び連帯保証人は、住所等の変更をしているにもかかわらず、住所等及び氏名変更の届出を怠った場合、地方公共団体への住民票及び戸籍等の調査が行われることを承諾する。

（強制執行等）

借受人及び連帯保証人は、地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは、資産及び収入の状況につき、官公庁への調査又は銀行、信託会社、若しくは雇主、その他の関係人への調査が行われることを承諾し、強制執行を受けても異議のないことを承諾する。

